

性の多様性の基礎知識

一人一人の性は多様性

私たちの性は、様々な要素で成り立っています。
また、性はその人らしさや生き方に深く関係しています。

■生物学的な性(からだの性)

外性器等により決定される性別。
出生時に、医師等により割り当てられた性別。
戸籍の性別として登録されます。

■性自認(こころの性)

自分の性別を自分でどう思うか、自分で認識している性別。
戸籍の性別と性自認が一致する人、一致しない人、性自認が男性・女性に二分できない人、男女にとらわれない性のあり方の人などがいます。

■性的指向(好きになる性)

どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているかということ。
異性を好きになる人、同性を好きになる人、男性と女性の両方を好きになる人、どちらも好きにならない人などがいます。

■性表現(表現する性)

服装、言葉遣い、髪型などにおいて表現される見た目の「男らしさ」「女らしさ」のこと。必ずしも性自認と一致するとは限りません。

LGBT(エルジービーティー)とは

下記の4つの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称として使われます。

L レズビアン

女性として女性が好きな人

G ゲイ

男性として男性が好きな人

B バイセクシュアル

男性女性どちらも好きになる人

T トランスジェンダー

出生時に割り当てられた性別(戸籍の性別)と性自認等が一致していない人

性的指向
Sexual Orientation

性自認
Gender Identity

Q

クエスチョニング

性的指向や性自認に迷っている、探している、決められずに生きる人など。
Qを加えたLGBTQもLGBTと同じ意味で使われています。

お問い合わせ/提出先

丹波篠山市男女共同参画センター「フィフティ」

〒669-2321

丹波篠山市黒岡 191 (丹波篠山市民センター1階)

開館日：火曜～日曜

開館時間：9:00～17:00

閉館日：月曜、祝日、年末年始

電話：079-552-1511

メールアドレス(共通)：jinken_div@gw.city.sasayama.hyogo.jp

丹波篠山市市民生活部人権推進課

〒669-2397

丹波篠山市北新町 41 (第2庁舎1階)

開庁日：月曜～金曜

開庁時間：8:30～17:15

閉庁日：土日、祝日、年末年始

電話：079-552-6926

2025年10月発行

丹波篠山市
パートナーシップ

宣誓制度

2023年4月1日スタート



丹波篠山市パートナーシップ

宣誓制度とは

パートナーシップとは

「お互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の関係」のこと。

—具体的には—
日常生活において、精神的に支え合い、家事・育児・介護での協力、生活費用の分担等を行うこと。

宣誓できる方

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 成年年齢に達している方（満 18 歳以上）
- どちらか一人は丹波篠山市民であること（転入予定含む）
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- 宣誓者同士が近親者でないこと（養子縁組により近親者となった者を除く）

お互いをパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、婚姻が認められていない同性カップルの気持ちを尊重し、カップルが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消され、誰もが人生のパートナーとして安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。



宣誓事前手続き等の
詳細はこちら ▶▶



【受けられるサービス】

〈丹波篠山市〉

- 市営住宅の入居
- 犯罪被害者等支援金の給付

※今後も市が提供できるサービスを拡充していきます。

〈兵庫県〉

- 県営住宅の入居

また、民間事業所においても受けられるサービスが広がっています。各事業所にお問い合わせください。

【連携協定について】

丹波篠山市では、同制度を導入している県内の自治体と「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結しています。

〈協定書を締結している自治体〉

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、淡路市、猪名川町

※令和 6 年 4 月から、兵庫県域を超え、大阪府域、京都府域の制度実施自治体と連携しており、さらに同年 11 月から、連携自治体の範囲を拡大しています。「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体間での転出入において、引き続き「パートナーシップ宣誓制度」を利用する場合は、宣誓手続きが簡素化されます。

【申請の窓口・宣誓の場所】

申請の窓口は、男女共同参画センター（市民センター内）、市民生活部人権推進課（市役所第 2 庁舎）になりますが、申請日時と場所の事前連絡をお願いします。

【手続きの流れ】

